

堺市子ども読書活動推進計画

つながる・ひろがる 堺っ子読書活動

平成 31 年 2 月

堺市教育委員会

目 次

はじめに	1
第1章 「堺市子ども読書活動推進計画」の成果と課題	2
1. 家庭における読書活動	2
2. 地域および市立図書館における読書活動	4
3. 学校等における読書活動	7
4. 子どもの読書活動推進体制	10
第2章 子ども読書活動推進への取組	12
1. 家庭における読書活動	12
2. 地域および市立図書館における読書活動	13
3. 学校等における読書活動	15
4. 子どもの読書活動推進体制の強化	17
第3章 取組内容と指標	18
発達段階別取組 — 子どもへの働きかけ	19
発達段階別取組 — 保護者への働きかけ	20
発達段階別取組 — 読書環境の整備	21
発達段階別取組 — 推進体制の強化	22
参考資料	
子どもの読書活動の推進に関する法律	23
堺市子ども読書活動推進会議設置要綱	25
堺市子ども読書活動推進計画懇話会開催要綱	27
乳幼児期における家庭での読書環境に関するアンケート	29
用語解説	37

はじめに

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、子どもの自主的な読書を通じて得られる、自ら学ぶ楽しさや知る喜びの経験は、知的探求心や真理を求める態度を培い、子どもが自ら考え、行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえ、子どもの興味・関心を尊重しながら、社会全体でそのための環境を整備することは極めて重要であり、本市のめざす、「自由と自治の精神を礎に、誰もが健康で活躍する笑顔あふれるまち」(*1)の実現に向けても欠くことのできない取組です。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)の成立を受け、本市では、「堺市子ども読書活動推進計画ー夢をはぐくむ・堺っ子読書活動ー」を平成16年3月に策定しました。平成21年度には、「堺市子ども読書活動推進計画事業実施報告書(平成16年度～20年度)」を作成し、その後は毎年度事業の成果と課題を明らかにしつつ、必要に応じて事業計画を見直し、家庭、地域、市立図書館、学校等の連携のもと事業を進めてまいりました。

その間、国においては、平成17年に「文字・活字文化振興法」(*2)が施行され、平成19年には「学校教育法」、平成20年には「図書館法」、平成24年には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」、平成27年には「学校図書館法」が改正されました。

本市においては、平成23年度に「未来をつくる堺教育プラン(平成23年度～平成27年度)」を策定し、子ども読書活動推進事業についても、当教育プランを上位計画として取り組んできました。さらに「第2期未来をつくる堺教育プラン(平成28年度～平成32年度)」(*3)の下では、学校図書館を充実させ、児童生徒の読書活動・学習活動の促進を図ると共に、家庭・地域・市立図書館・学校等が連携し、子どもの読書習慣の定着に向けた啓発を行ってきたところです。

現行計画の策定後、技術革新や社会構造の変化は急速に進み、社会情勢の変化に対応する能力を育むものとして、読書活動が一層重要視されています。また、読書離れが顕著になる年代の子ども、障害のある子ども、日本語を母語としない子どもなどについて、より有効な取組が求められています。全ての子どもの発達段階に応じた体系的な取組のためには、家庭、地域、市立図書館、学校等の連携・協働が一層重要になります。子どもの読書環境を整え、子どもの自主的な読書活動を啓発し、その継続を支援するため、このたび、当初の理念を引き継ぎながら計画を改定することとしました。なお、今後は、計画の理念・方針は基本的に継続し、取組内容と指標を中心として、概ね5年を目安に見直しを図ってまいります。

平成31年2月
堺市教育委員会

第1章 「堺市子ども読書活動推進計画」の成果と課題

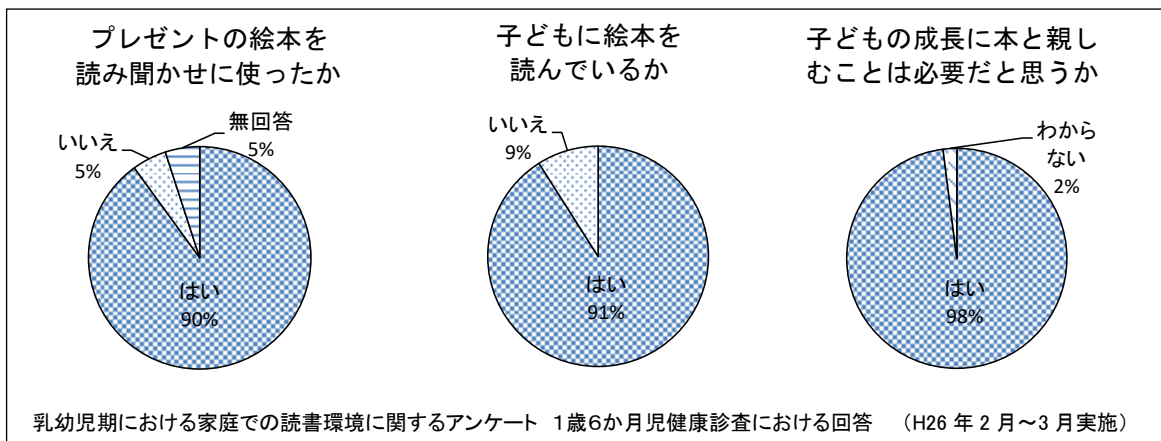
本市では家庭、地域、市立図書館、学校等がそれぞれ連携を深めながら、子どもがいつでもどこでも本に親しめる環境づくりに取り組むとともに、読書の大切さを啓発広報してきました。平成16年度から平成29年度の14年間において家庭、地域、市立図書館、学校等、推進体制それぞれにおける子ども読書活動推進事業について次のような成果と課題があげられます。

1. 家庭における読書活動

(1) 乳幼児への取組

子どもの読書習慣を形成するには、乳幼児期から家庭で絵本を通して親子でふれあう機会を持つことが大切です。本市では、区役所・保健センター・市立図書館が連携し、ボランティアとの協働で、絵本の読み聞かせの実演やブックリストの配布、絵本を通した赤ちゃんとの触れ合いの大切さなどについての啓発を行ってきました。これに、各区が保健センターでのBCG接種や4か月児健康診査時に実施している、絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」(*4)をあわせて、「絵本から広がる家庭での親子ふれあい事業」(*5)に取り組んでいます(平成22年度よりすべての区で実施)。平成22年度以降、この事業により約53,300組の保護者と子どもに対し啓発を行いました。また、啓発の継続のために3歳児健康診査時にブックリストを配付しています。平成25年度に実施した「乳幼児期における家庭での読書環境に関するアンケート」(※資料1)によると、1歳6か月児健康診査時において、プレゼントした絵本は約90%が読み聞かせに利用されており、読み聞かせも約90%の家庭で行われています。子どもの成長における本の必要性については98%が必要と答えており、啓発の効果が伺えます。

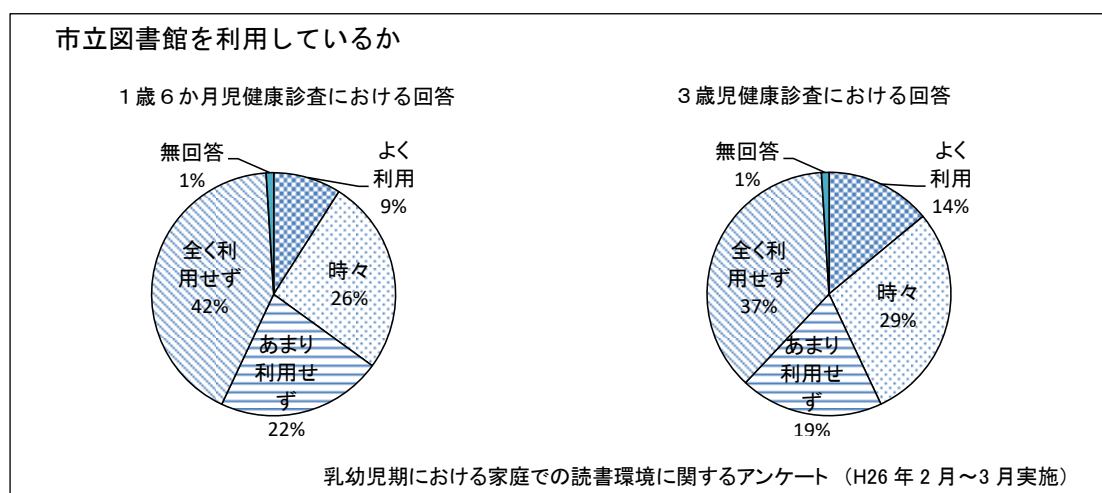
今後は、障害や母語の違いにも配慮した取組の一層の充実が求められます。



（２） 子育て支援と連携した保護者への読書支援

家庭における読み聞かせを促進するため、市立図書館では乳幼児と保護者を対象として、手遊びや、わらべうたも取り入れた絵本の読み聞かせ会を実施し、継続して親子で来館する機会を作っています。また、平成 23 年度からは「子育て支援情報コーナー」を全館に設置し、妊娠・出産・育児などに関する図書をはじめ、パンフレットやチラシなどを配架しています。対象は、乳幼児から中・高校生までの子どもの保護者で、授乳コーナーの整備など、乳幼児連れでも来館しやすい環境づくりにも取り組みました。子育て支援関係資料のホームページでの紹介や電子書籍の提供、各区での「保護者向け講座」の開催なども行い、子育て世帯に向けたサービスの充実と利用の促進を図っています。

しかし、前述のアンケート（※資料 1）によると、読み聞かせの実施率や絵本の必要性の認識度が高いにもかかわらず、市立図書館の利用については、それほど多くはありません。多忙や遠方などの理由で図書館に行きにくい家庭に向け、身近な地域での読書環境の整備を進めていくことも大きな課題です。



認定こども園・保育所（園）・幼稚園・児童発達支援センター等では、絵本の貸出などを通して、家庭での読み聞かせや、読書の重要性についての啓発を行っています。さらに、在宅子育て家庭も対象とした園庭開放時にも、絵本の紹介や読み聞かせ会、育児講座などを実施しています。

また、「キッズサポートセンターさかい」や「区役所子育てひろば（堺区を除く）」、市内各区にある「みんなの子育てひろば」（※ 6）等、地域の子育て拠点においても、絵本をテーマとした子育て講座等を実施しています。

保護者の子どもの読書への関心・意識は、子どもの年齢によっても変化します。子どもの発達段階に応じた保護者への啓発を、きめ細かく継続的に行うため、引き続き関係機関が連携して様々な機会を捉え、絵本講座や絵本の読み聞かせ会などを実施する必要があります。

(3) 児童・生徒への取組

市立小中学校では、平成 19 年から「家での 7 つのやくそく」(* 7) の 1 つとして「本を読む時間をつくろう。」を掲げ、家庭での読書活動を促進してきました。さらに、平成 24 年度からは、児童生徒に「堺市読書ノート」(* 8) を配付して、読書記録の作成と、保護者などのコメント記入による読書体験の共有を勧めています。一定冊数読むごとに表彰したり、図書館でテーマ別のブックリストを配付するなどの、個々の子どもの興味が広がるような働きかけも実施しています。

今後は、子どもの自主的な読書活動の推進のため、保護者や教員、図書館司書などからの働きかけだけではなく、子ども自身が、読書の楽しさや本のおもしろさを自ら発信できるような機会作りや支援が求められます。

2. 地域および市立図書館における読書活動

(1) 市立図書館の整備と資料の充実

平成 17 年には、2 月に美原町との合併により堺市立美原図書館が、4 月に東図書館が開館し、全区に 1 つの区域館が整備されました。資料の収集においては、司書が、子どもの発達段階にふさわしい資料を可能な限り現物を見て選定し、新しい資料を収集する一方、長年読み継がれている資料についても随時買い替えを行い、厚みと幅のある蔵書の構築を図ってきました。平成 29 年度末の図書館 12 館と図書施設 2 か所の児童資料の総点数は 552, 113 点で、平成 16 年度末と比較して 19% 増加しています。

この間の児童資料の利用の変化を見ますと、平成 16 年度から 29 年度にかけて、児童資料の個人貸出点数は 42. 6% 増加し、団体貸出点数も 2 倍になっています。資料の充実に加え、様々な取組と連動した資料情報の提供や子どもの発達段階に応じた排架の工夫、団体貸出利用促進に取り組んだ成果と考えられます。

市立図書館の児童資料貸出点数の推移

年度	個人貸出点数		団体貸出点数		合計貸出点数	
	(点)	対16年度比	(点)	対16年度比	(点)	対16年度比
平成16年度	1,209,886	100.0%	32,922	100.0%	1,242,808	100.0%
平成19年度	1,403,985	116.0%	41,722	126.7%	1,445,707	116.3%
平成22年度	1,576,052	130.3%	65,343	198.5%	1,641,395	132.1%
平成25年度	1,702,299	140.7%	59,787	181.6%	1,762,086	141.8%
平成29年度	1,724,699	142.6%	66,062	200.7%	1,790,761	144.1%

堺市図書館概要(統計と活動)より

学校園への「読書」「調べ学習」「教職員支援」に対する団体貸出も増加しており、学校園との連携をとりながらのさらなる資料の充実が課題となっています。

また、障害のある子どもが利用しやすい資料や、外国語の資料の積極的な収集、環境の整備が必要です。

電子書籍については、児童向けコンテンツの購入だけでなく、「むかしの堺」などの地域資料を電子化し、ホームページ上で誰でも利用できるよう公開しています。ICT（＊9）の活用は、これまで図書館を利用していなかった子どもたちの、図書館利用を促進する可能性があります。子どもの読書活動の推進における、ふれあいの体験の重要性を啓発しながら、子どもたちの発達段階と特性に応じて、電子資料を活用することが求められています。

（２） 図書館利用教育

社会が急激に変化し複雑化していく中で、膨大な情報の中から、課題や目的に応じて必要な情報を主体的に収集し活用する能力は、ますます重要になっています。

市立図書館では、調べものをする子どもたちのために、事典や辞書、図鑑類だけでなく、各教科の調査研究に役立つ資料を充実してきました。さらに、子どもが自分で目的の情報を探し出すことができるように、図書館見学や中学生の職場体験学習、子ども司書講座などの機会を捉え、図書館資料の分類や排架の方法、館内の図書検索機(OPAC)の使い方を学ぶ講座や、図書館資料を使った調べ物の体験などを実施してきました。また、「大和川の付け替え」や「世界の国々」などをテーマとして子どもの利用も想定したパスファインダー（調べ物案内）（＊10）の作成も行っています。今後は、インターネットやオンラインデータベース（＊11）など、新しい情報通信技術を利用した、図書館資料以外の情報の活用方法についても視野に入れた取組が求められます。

（３） 子どもの読書に関する情報の発信

市立図書館では、各館でブックリストや行事などのチラシを配布する他、ホームページ内に「こどものページ」「子ども読書活動推進」のページを開設し、子どもと子どもの読書に関わる人たちに向けた情報の発信を行っています。

定期的に刊行する紹介文付きのブックリストは、対象年齢別に7種類に増え、市立図書館や学校などで配布する他、ホームページで蔵書検索システムとリンクさせて掲載することで、より効果的な利用の促進を図っています。また、子ども青少年局の「さかい子育て応援アプリ」（＊12）「さかい子育て応援団フェイスブックページ」（＊13）において、子どもの読書や読み聞かせに関する情報を配信しています。こうした取組により、市立図書館に行きにくい保護者や子どもも含めた、情報提供における改善が図られました。

各市立図書館では、季節や時宜に応じたテーマでの児童書ブックフェアを毎月実施しており、新しく購入した外国語絵本や、高校生向けのブックリストに掲載した資料について

は、全館で巡回ブックフェアをするなど、多様な資料の展示を心がけてきました。

また、図書館以外で「えほんのひろば」（※14）を行うなど、より多くの子どもと保護者が実際に絵本に触れ、読書に関心を持つ機会を設けてきました。

しかし、特に図書館利用が減少する年代の子どもや保護者の読書への関心を高め、図書館利用を促進するためには、より効果的な情報提供が必要です。情報を発信するだけではなく、受け手の子どもたちや保護者にどのように伝わっているのか、また受け手側はどのような情報を求めているのかをリサーチし、時代に合わせた情報発信の方法を工夫していくことも重要です。

（４） ボランティアの活動支援

子どもの読書活動を推進していくために、子どもと本をつなぐ、ボランティアの活動は欠かせません。各区の市立図書館では、ボランティア活動を促進するため、「おはなし（ストーリーテリング）」（※15）、「読み聞かせ」の「ボランティア養成講座」を毎年開催し、平成16年度から平成29年度に延べ2,929の方が講座を受けました。ボランティア活動を始める方も増加し、すべての区域の市立図書館において「おはなし」と「絵本の読み聞かせ」のボランティアグループが結成されました。その活動も地域の実情に合わせ、乳幼児対象の読み聞かせ会から、成人も対象とした「大人も楽しめるおはなし会」まで、子どもの発達段階や特性に応じた開催ができるようになってきました。また、活動場所も小学校などの教育機関をはじめ、地域の子育て拠点へと広がっています。市立図書館は、各グループの活動を支援すると共に、ボランティアのステップアップのための講座を開催する等、スキルアップの機会を設け、その活動の継続と発展を図ってきました。

堺市立図書館におけるおはなし会・読み聞かせ会の年間開催回数と参加のべ人数

	開催回数・参加人数	平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成25年度	平成29年度
おはなし会	開催回数(回)	342	372	408	388	385
	参加人数(人)	6,513	5,905	6,573	5,676	4,716
読み聞かせ会	開催回数(回)	75	141	160	241	305
	参加人数(人)	1,164	2,473	3,945	6,498	6,069
合計	開催回数(回)	417	513	568	629	690
	参加人数(人)	7,677	8,378	10,518	12,174	10,785

堺市図書館概要(統計と活動)より

今後の活動の推進のために、乳幼児向けの読み聞かせ会を担う、子どもの発達や子育てに関する知識もあるボランティアの養成や、障害のある子どもたちに、より効果的に働きかけるための、ボランティアの知識や技術の習得の機会づくりが求められています

(5) 地域における読書啓発

前述したように、「絵本から広がる家庭での親子ふれあい事業」でプレゼントされた絵本は、約 90%が読み聞かせに利用されており、同時に配付した絵本のリストも約 50%が活用されています。子どもの成長における本の必要性についても 98%が必要と答えており、啓発の効果がうかがえます。しかし、実際に市立図書館を利用している割合は、1 歳 6 か月児では 35%、3 歳児では 43%に留まっています（※資料 1）。「子育て支援情報コーナー」の設置や、子ども連れでも来館しやすい環境の整備にもかかわらず、子どもの登録率は減少しています。一方、乳幼児向けも含めた絵本の読み聞かせ会はニーズが高く、平成 16 年度には 75 回であったものが、平成 29 年度には全図書館で年間 305 回に増え、延べ 6,069 人が参加しています。また、児童書の個人貸出点数は増加しており、保護者などによる、子どものための児童資料の貸出の増加が考えられます。以上のことから、引き続き保護者への啓発や来館しやすい環境を整える一方で、市立図書館に行きにくい家庭や子どもに対し、市立図書館以外での啓発活動や資料情報、本に触れる機会の提供が必要だと考えられます。

図書館司書が地域に出向き、家庭における絵本の楽しみ方や市立図書館の利用方法を绍介していますが、図書館司書以外にも地域で啓発活動を行う人材が必要です。読み聞かせグループに限らず、地域の子育て支援関係者などの協力を得られる方法を模索していく必要があります。

また、小学校や幼稚園などで活動している、PTAを中心とした読み聞かせグループに対し、スキルアップのための支援を行っていくことも大切です。

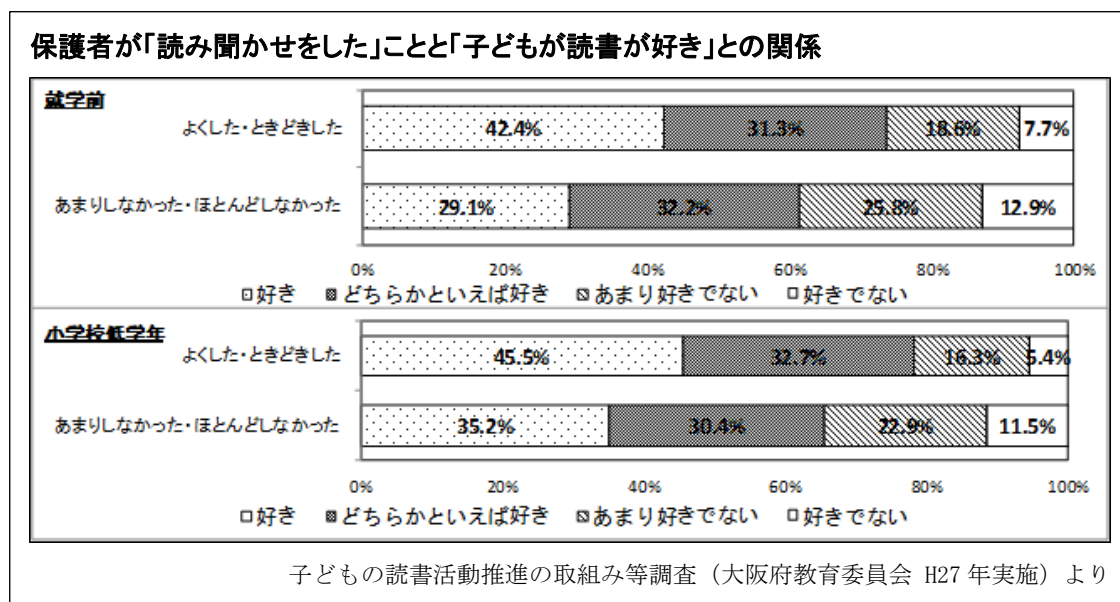
市内の「家庭・地域文庫」（※16）では、以前から地域に密着した読書支援が継続して行われています。長年活動に携わってきた文庫関係者との連携は、地域の読書推進には欠かせません。また、近年、地域の拠点としての新たな文庫の開設も見られます。文庫の利用者の多様化が進んでいることから、各文庫の要望・実情にあった支援が求められています。

3. 学校等における読書活動

(1) 認定こども園・保育所（園）・幼稚園・児童発達支援センター等

大阪府教育委員会が実施した「子どもの読書活動推進の取組み等調査」（平成 27 年 2 月～6 月）の調査結果からは、小学校就学前や低学年の時に読み聞かせをしてもらった経験がある子どもほど読書が好きである傾向が見受けられます。就学前の時期に、子どもが絵本に親しみ、主体的に絵本を手にとることができるような環境を整えるため、認定こども園・保育所（園）・幼稚園・児童発達支援センター等の果たす役割は重要です。堺市立の施設では、年齢・発達に応じた読み聞かせや、保育の教材としての絵本の活用の他、ボランティアによる「おはなし会」を実施するなど、楽しく絵本と接する機会を日常的に設けていま

す。また、絵本の貸出を行い、家庭での読み聞かせの促進もしています。今後は、私立の施設も含めた現状の把握と取組の推進が求められます。



（２） 学校

子どもが読書習慣を形成していく上で、学校はかけがえのない大きな役割を担っています。堺市では、学校教育法及び学習指導要領にのっとり、読書活動を「生きる力」を育む重要な要素と捉え、全校一斉の読書活動、学校図書館の整備、司書教諭を中心とした図書館の活用促進などに取り組んできました。

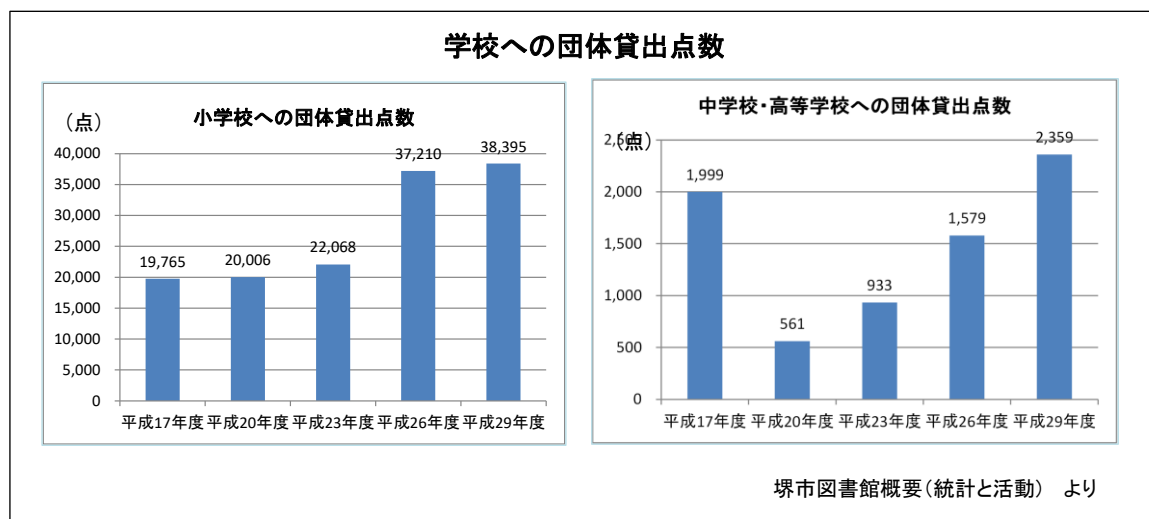
平成 19 年度に開始した「学校図書館教育推進事業」（＊17）においては、平成 22 年度に中学校 1 校とその校区内の 3 小学校を研究校（現拠点校）として学校図書館職員を配置し、学校図書館の整備とその活用に取り組んできました。取組の成果は、図書館を活用した公開授業や、他校への巡回訪問、研修などにより全市での共有を図っています。また、地域の人材を活用した学校図書館サポーター（＊18）は、各校の状況に応じて回数配置を進め、平成 26 年度からは、全市立小・中学校に回数配置しました。さらに平成 29 年度からは、全市立中学校に学校司書を配置しています。学校司書、学校図書館サポーターともに研修などを行い、スキルアップを図っています。

蔵書の面でも、平成 26 年度から図書購入費を増やし、「読書センター」機能の充実を図る一方で、「学習センター」「情報センター」機能の充実のため、「授業で役に立つ」図書資料の整備を図ってきました。古くなった図書資料の買い替えを進める中でも、平成 15 年度と比較した堺市立の学校の蔵書点数は、小学校では約 115%、中学校では約 124%に増加しています。学校図書館図書標準（＊19）に達している学校の割合も、平成 16 年度と比較して平成 27 年度では、小学校で 7.9%、中学校で 20.4%増加しています。

平成 24 年 3 月に「学校図書館運営の手引き」を、平成 27 年 3 月には、「堺市学校図書館運営方針」を作成し、環境の整備、図書資料の充実、学校図書館サポーターの活用、計画的な利用を柱とした学校図書館の活性化に、全市立小・中学校において共通理解を図り、取り組んでいます。授業での活用も進み、平成 29 年度に図書館資料を活用した授業を行った割合は、小学校 6 年生では 86%、中学校 3 年生では 53.5%でした。全国平均値を小学校 6 年生では 2.1%、中学校 3 年生では 3.9%上回っており、教員の意識の向上が見受けられます（全国学力学習状況調査の結果より）。学校図書館の整備が進むとともに、来館者や貸出点数が増えている様子が見えませんが、同調査における児童生徒の読書時間や指向については、全国平均を下回っており、効果的な取組が求められます。

（３） 市立図書館からの支援・連携における成果と課題

市立図書館では学校等への団体貸出制度を整えるとともに、特に利用の多い小学校に向けては、読書用資料、調べ学習用資料ともに充実を図ってきました。貸出資料の配送についても、平成 22 年度から堺市立の幼稚園・小学校・中学校を対象に、平成 24 年度からは堺市内所在高等学校も対象として実施しています。平成 17 年度の小学校への団体貸出の合計点数は 19,765 点でしたが、平成 29 年度には 38,395 点と、約 2 倍に増加しています。さらに、平成 27 年度からは、堺市立の小学校・中学校・支援学校の教職員への支援として、教材研究や自己研鑽用として必要とする資料も配送しています。



市立図書館における見学や職場体験学習、ボランティアと連携した学校訪問は、市立図書館の利用経験がない児童・生徒にとっても、図書館やその利用方法について学ぶ機会であり、「堺市読書ノート」の活用における連携などと共に市立図書館の利用の促進を図っています。

また、市立図書館の司書による、拠点校が行う巡回訪問への同行、研修会における助言や、テーマ別ブックリストの配布などに加え、平成 27 年度からは市立図書館の司書による

選書支援制度も実施して、学校図書館の運営を支援しています。

平成 28 年度の学校図書館の現状に関する調査によると、公共図書館との連携を実施していると答えた市立学校の割合は、小学校では 91% ですが、中学校では 35% に留まっており、周知の徹底と連携の強化が必要です。認定こども園・保育所（園）・幼稚園・児童発達支援センター等についても、市立・私立による利用の差に加え、施設間による利用の差が見られます。きめの細かい支援情報の提供と支援が求められます。

4. 子どもの読書活動推進体制

（１） 堺市子ども読書活動推進会議

平成 16 年度より、子どもに関わる所管課長や学校園長を委員とする庁内委員会、「堺市子ども読書活動推進会議」を設置し、本計画の方策や事業についての検討、取組の進捗管理、情報交換を行っています。引き続き、関係部局が連携しながら計画的・機能的に事業を推進するとともに、庁外への情報提供にも努めていくことが求められています。

①「堺っ子読書フォーラム」

本計画の 5 年目にあたる平成 20 年度より毎年、本計画の普及と子ども読書活動の啓発を目的として、「堺っ子読書フォーラム」を開催しています。フォーラムでは、家庭、地域、市立図書館、学校等における取組や、ボランティアとの協働事業について実践報告や展示を行う他、広く市民の関心を高めるための講演などを行っています。例年、多くのボランティアの参加があり、参加者アンケートでは、子ども読書活動推進計画の認知度も高く、事業の定着が進んでいることがうかがえます。今後は、一般市民も含めたより広い範囲の参加者による情報交換の場としての役割が求められます。

②「子ども読書の日」関連事業

4 月 23 日の「子ども読書の日」、4 月 23 日から 5 月 12 日までの「こどもの読書週間」にあたり、市立図書館司書とボランティアによる学校訪問、小学校及び中学校の 1 年生と保護者に対するリーフレットとブックリストの配布、市立図書館・学校園等におけるポスター掲示などによる啓発を行っています。引き続き、市立図書館、ボランティア、学校等が連携して事業を継続し、広く市民の子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める取組が求められています。

（２） 市民・地域・関連機関との連携・協働

子どもの読書活動を推進するにあたり、ボランティアをはじめとする市民との連携・協働は不可欠です。また、効果的な普及・啓発のための多様な機会や手段を得るために、民間団体や市外の機関などとのより広い範囲での連携が求められています。

①ボランティアとの連絡会

市立図書館では、子どもの読書に関わるボランティア団体との連絡会を定期的に行っており、相互の情報交換のほか、団体間の交流を深める場ともなっています。また、各区図書館を拠点に活動するおはなしや読み聞かせのボランティアによる、自主的な交流会や勉強会も行われています。こうした連絡会や交流会により、ボランティア同士の連携が強化され、活動にも反映されてきました。今後は、市立図書館以外で活動しているボランティアなどにも範囲を広げ、市民を主体としたより強力な推進体制を構築し、子ども読書活動を地域に根付かせることが課題です。

②「子どもゆめ基金」助成事業（＊20）への支援

国立青少年教育振興機構による「子どもゆめ基金」の助成を受け、市内のボランティア団体が、絵本の原画展や著者を招いての講演会など、様々な事業を実施しています。市立図書館では、募集情報の収集・提供や助成申請のサポートを行うとともに、会場の提供、広報、参加者の募集などの支援をしてきました。今後も「子どもゆめ基金」助成事業をはじめ、市民主催の子ども読書活動推進事業に対して、積極的に支援することが求められています。

③国や市外の機関との連携

現在、市立図書館では国や大阪府、公共図書館協会の主催する研修会のほか、民間団体が主催する研修会にも職員が積極的に参加し、情報共有に努めています。本計画を効果的に推進していくためには、国や近隣の地方公共団体、学校園、図書館、民間団体などとの連携も重要であり、今後も、幅広い情報の収集と提供が求められます。

第2章 子ども読書活動推進への取組

すべての子どもの豊かな心と、人生をより深く主体的に生きる力を育成し、未来を創り上げる人材を地域全体ではぐくむため、家庭、地域、市立図書館、学校等の連携と協働により、読書環境を整え、子どもの自主的な読書活動を啓発・支援する体系的な取組を継続して行います。

1. 家庭における読書活動

(1) 乳幼児への取組

乳幼児期から絵本に親しむことで、想像力や知的好奇心が育まれ、心が豊かになります。家庭における絵本の読み聞かせは、親子のふれあいの時間となり、その積み重ねにより読書習慣が身につくようになります。子どもたちが多くの絵本にふれることができるような働きかけを行っていきます。

(今後の取組)

- ① 区役所・保健センター・市立図書館の連携の一層の強化。
- ② 「絵本から広がる家庭での親子ふれあい事業」に携わるボランティアのスキルアップを目的とした講座などの開催。
- ③ 親子で絵本を楽しむ機会のための、保健センターの絵本コーナー等の充実。
- ④ 日本語を母語としない人や障害のある人にも配慮した「ブックスタート事業」の取組の充実。
- ⑤ インターネットを活用した保護者への情報提供。

(2) 子育て支援と連携した保護者への読書支援

核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える保護者も少なくありません。子どもの読書に関する啓発と合わせ、保護者自身が必要とする、子育てに関する資料や情報を提供することも求められています。市立図書館においては、関連情報をまとめて提供するとともに、子どもと一緒に安心して楽しめる環境づくりを推進します。また、関係機関が連携して、市立図書館以外でも様々な機会を捉え、絵本の紹介や読み聞かせ会、育児講座などを実施して、きめ細かい啓発を継続して行っていきます。

(今後の取組)

- ① 市立図書館での「子育て支援情報コーナー」の継続的な充実と、子ども連れでも利用しやすい読書環境の整備、定期的な設備更新による安全性の確保。
- ② 保護者の抱える様々な課題に即したテーマでの保護者向け講座の開催と、託児の実施な

ど子ども連れでも参加しやすい工夫による参加の促進。

- ③ 保護者への情報提供に向けた効果的な広報による、図書館利用の促進。
- ④ 認定こども園・保育所（園）・幼稚園・児童発達支援センター・地域の子育て拠点等での、園庭開放や育児講座などの機会を捉えた、子どもの発達に応じた読み聞かせや、きめ細かく継続的な保護者への啓発。

（３） 児童・生徒への取組

子どもたちの読書習慣の定着のためには、保護者や友達など、身近な人々と読書体験を共有できるような仕組み作りが必要です。また、子ども自身が読書の楽しさや本のおもしろさを知り、自発的に発信する機会をもつことで、子ども自身の読書体験が深まると共に、子どもを主体とした子ども読書活動の推進につながります。

（今後の取組）

- ① 本や図書館についての知識を習得し、友達や家族に読書の楽しさや大切さを伝える、「子ども司書」（※21）の養成講座など、各市立図書館を中心に地域や学校が連携した、子どもの読書活動の推進役を養成するための取組。
- ② 「家での7つのやくそく」や「堺市読書ノート」を通して、家庭での読書体験の共有を推進し、子どもの自発的な読書活動が家庭において促進されるような保護者への働きかけ。

2. 地域および市立図書館における読書活動

（１） 図書館資料の整備と充実

司書による選定を行い、厚みと幅のある蔵書の構築をめざすとともに、資料の更新により、常に良い状態の資料の提供に努めます。また、団体貸出用資料についても学校等との連携をとりながら、さらなる充実を図っていきます。

障害のある子どもたちが利用しやすい資料や、外国語の資料についても、積極的に収集していきます。

（今後の取組）

- ① 専門的知識を持った司書が現物を吟味する資料選定による、幅広い分野での魅力のある資料の収集と、子どもの発達段階に応じた資料提供。
- ② 配置や展示の工夫による、子どもの興味と読書への意欲を引き出す魅力ある書架づくり。
- ③ 中学校・市内高等学校の図書委員などとの交流、ティーンエイジャーのニーズの把握にもとづく図書館資料の充実と利用促進方法の工夫。
- ④ 家庭・地域文庫の多様化や、学校園の変化に対応するための、連携の推進と、ニーズの把握に基づく団体貸出用資料の収集と更新。

- ⑤ 障害のある子どもたちのニーズの把握、関連機関との連携による、利用しやすい資料の収集、設備・提供方法の整備。
- ⑥ 子どもの発達段階を踏まえ、障害のある子どもや、来館しにくい子どものアクセシビリティの確保と図書館利用の促進という視点を中心とした、電子資料の特性を活かした収集と活用。

（２） 図書館利用教育の拡充

高度化する情報化社会の中で情報リテラシー教育（＊22）の必要性が増しています。膨大な情報の中から、信頼できるデータを得る力を養うために、子ども自身が図書館で資料を探し出す能力をはじめ、インターネットなどを利用して情報を探し出す能力を習得することへの支援が求められています。

（今後の取組）

- ① 多くの資料から必要とする情報を探し出す力を養うための、年代に応じた、楽しみながら学ぶことができる講座の実施。
- ② 子どもが自ら調べものをする時に役立つ、テーマ別の調べ方ガイドである「子どもパスファインダー」の充実と、図書館ホームページでの発信。
- ③ インターネットやオンラインデータベースなど、新しい情報通信技術を利用した図書館資料以外の情報の活用方法習得の支援。

（３） 子どもの読書に関する情報発信

時代に即して、手法や内容を検討しながら情報を発信していきます。また、求められている情報を届けるために、一方的に発信するのではなく、相互に情報を交換できる体制作りに努めます。

（今後の取組）

- ① 内容や形態の見直しによるブックリストの充実。
- ② ブックフェアにおける、子どもからのテーマの募集や、子どもによる企画なども含めた、テーマや展示方法の工夫。
- ③ 市立図書館における絵本講座や子育て講座の開催、子育て支援に関わる資料情報の発信による親子連れでの図書館利用の促進。
- ④ 様々な場所で子どもと保護者が絵本に親しむ機会を設けることによる、保護者向けの啓発や情報の提供。
- ⑤ 「子ども読書活動推進」ホームページの充実による、関係部局、学校園、ボランティアなどからの情報も含めた、幅広い情報の発信。
- ⑥ 「さかい子育て応援アプリ」等を活用した、時宜にかなった情報の提供。
- ⑦ 中学生や高校生などの意見も参考にした、新しい情報発信技術に対応した事業の提供。

（４） ボランティアの活動支援と協働の推進

市立図書館が中心となり、ボランティア養成講座を開催するとともに、その活動を支援していきます。また、活動中のボランティアに向けて、スキルアップのための研修機会を充実させるとともに、その知識や技術を伝達する機会を設けることでレベルアップをはかり、ボランティアの活動の支援と協働の推進に努めます。

（今後の取組）

- ① 乳幼児向けの読み聞かせ会を担うボランティアのすそ野を広げるための、読み聞かせ以外の幅広い技術の習得も含めた研修機会の提供。
- ② 活動中のボランティアのスキルアップのための、外部講師などによる研修機会の充実。
- ③ 経験豊富なボランティアがそのスキルを活かし、知識や技術を伝える場の設定。
- ④ ボランティアグループ同士の継続した連携・ネットワーク構築の支援。
- ⑤ ボランティア活動の地域への新たな広がりへの促進とグループ運営や活動の支援。

（５） 地域における読書啓発

市立図書館を利用していない保護者に対しては、子育て支援関連機関との連携による効果的な読書啓発を図ります。市全域に広く啓発活動を行うために、地域で子育て支援活動をしている各種ボランティアなどとの連携を図り、乳幼児期からの読書啓発に関する理解の促進に努めます。

（今後の取組）

- ① 市立図書館司書による、地域の子育て拠点、園庭開放などでの保護者への啓発。
- ② 市立図書館司書の読書啓発に関するスキルアップのための研修機会の充実。
- ③ 市立図書館と区役所・保健センター・認定こども園・保育所（園）・幼稚園・児童発達支援センター等の連携の強化。
- ④ PTAを中心とした読み聞かせや、「家庭・地域文庫」等の、地域での子ども読書活動を推進する活動に対する、ニーズに応じた支援の実施。

3. 学校等における読書活動

（１） 認定こども園・保育所（園）・幼稚園・児童発達支援センター等

就学前の時期に、子どもが絵本に興味を持ち、「楽しい」「もっと読みたい」と思えるような経験をすることは、その後の読書活動に大きく影響します。子どもの読書環境を整え、絵本と接する機会を設けると共に、保護者への働きかけを行います。

（今後の取組）

- ① 年齢、発達に応じた絵本の読み聞かせの実施、保育の教材としての絵本の活用。

- ② 紙芝居や人形劇など、子どもが楽しくおはなしにふれる機会を通した絵本への興味の喚起。
- ③ ボランティアの協力によるおはなし会の実施。
- ④ 絵本コーナーなどの設置により、子どもがいつでも絵本にふれることのできる環境の整備。また、保護者への啓発、絵本の貸出、家庭での読み聞かせの推進。

（２） 学校

「学校図書館法」に基づき、「堺市学校図書館運営方針」「学校図書館運営のてびき」において学校図書館の環境整備を進め、「読書センター」としての役割とともに、「学習センター」・「情報センター」としての機能を充実させていきます。また、学校図書館スタッフの配置を進め、引き続き、学校図書館にかかわる人材の充実に努めます。市立図書館とも連携して、児童生徒の読書習慣の定着や授業における学校図書館の計画的な活用を進めていきます。

（今後の取組）

- ① 児童生徒の読書指導や調べ学習に必要な資料の収集とともに資料の更新を進めることによる、探しやすく使いやすい学校図書館の実現。
- ② 学校図書館スタッフ（学校司書・学校図書館サポーター等、学校図書館に携わる人）の配置と、定期的な研修や情報の交換によるスキルアップ。
- ③ 拠点校の学校図書館職員、学校司書による巡回訪問により、各校の学校図書館の実態に応じた支援の実施。
- ④ 「いつでも開いている」学校図書館に向けた、人的整備の推進。学校司書や学校図書館職員と連携した、学校図書館の活性化。
- ⑤ 学校図書館の効果的な活用事例や整備方法の共有、全市における学校図書館の計画的な活用の促進。

（３） 市立図書館との連携

市立図書館からの団体貸出は、配送体制を充実させたことにより利用が増加し、学校等における読書活動の推進に一定の役割を果たしています。学校図書館の人的整備に伴い、選書支援や学校図書館運営のアドバイスについても一層の効果が期待できます。テーマ別ブックリストの提供、図書館見学や職場体験学習の受け入れ、認定こども園・保育所（園）・幼稚園・児童発達支援センター等における保護者向けの講座など、連携を継続・強化し、学校等における資料の充実と活用の促進を図ります。

（今後の取組）

- ① 市立図書館に行きにくい保護者も含めた家庭での読書活動を促進するための、認定こども園・保育所（園）・幼稚園・児童発達支援センター等への支援と連携の強化。
- ② 市立図書館からの団体貸出用資料の充実と、それを支える配送システムの維持。

- ③ 拠点校の学校図書館職員、学校司書による巡回訪問への同行や、研修などの機会をとらえた、各学校と区域の市立図書館との連携の強化。
- ④ 選書支援制度、市立図書館司書による希望校への訪問・助言、ブックリストの提供および、その情報の共有による本市全体での学校図書館蔵書の充実。

4. 子どもの読書活動推進体制の強化

市関係部局からなる庁内委員会「堺市子ども読書活動推進会議」を継続し、市民の意見をより一層取り入れながら、本計画の方策・事業の検討、取組の進捗管理・情報交換を行い、その事業を展開していきます。

また、国や市外の関連機関との連携にも留意し、市立図書館および学校図書館の職員研修や資料情報の共有などを進め、事業推進に役立てていくとともに、他の自治体、矯正施設、民間団体などとも情報の交換を行い、研修・講演会・講師の派遣など連携した事業の推進を図ります。

（今後の取組）

- ① 子ども読書活動を地域に根付かせる、市民を主体とする子ども読書活動推進のためのネットワーク構築の促進。
- ② 本計画の普及、市民が子どもの成長を育む読書の必要性・有用性の認識を深めることを目的とする、「堺っ子読書フォーラム」の充実。
- ③ 子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める機会として、市立図書館、ボランティア、学校が連携して、おはなし会やブックトーク（*23）などを実施する、「子ども読書の日」関連事業の継続。
- ④ 各区に設置されている区教育・健全育成会議（*24）における提言などを踏まえ、行政と市民が協働して行う地域に根差した事業の積極的な推進。

第3章 取組内容と指標（発達段階別取組）

第2章であげた家庭・地域・市立図書館・学校等における本市子ども読書活動推進への取組について、この章では、受け手の視点から整理し、さらに国の第四次計画のポイントに基づき「発達段階別取組」として指標を（１）から（４）の表題で以下のとおり設定しました。

- （１） 発達段階別取組－子どもへの働きかけ
- （２） 発達段階別取組－保護者への働きかけ
- （３） 発達段階別取組－読書環境の整備
- （４） 発達段階別取組－推進体制の強化

子どもへの働きかけ、保護者への働きかけ、読書環境の整備について、それぞれ発達段階に応じて取組を整理し目標を設定することで、連携に基づく継続的な取組を推進し、本市の子ども読書活動推進事業の到達点や課題を明確にします。

また、推進体制については、数値目標をあげることに以上に取組を着実に推進する体制を敷くことが重要であるため、それぞれの取組の進捗管理を確実に実施することを目標としています。

なお、個別の取組については、毎年度の子ども読書活動推進会議において評価するとともに、概ね5年を目安に取組内容及び指標を中心に計画の見直しを図ります。

発達段階別取組 — 子どもへの働きかけ

子どもの自主性を尊重しながら、それぞれの読書能力の発達段階に応じた働きかけを継続して行います。

1	きっかけ作り 読書継続支援	子どもの読書活動のきっかけとなる、絵本や読書にふれる機会を乳幼児期から作ります。また、子どもが読書への興味・意欲を継続するような取組を行います。
2	読書能力の発達支援	子どもの絵本や読書への興味・意欲に応え、読書能力の発達を支援するために、子どもの発達段階に合わせて、読み聞かせや読書支援を行います。
3	情報の発信	子どもの発達段階に応じた本との出会いを支援するため、本や関連行事の情報を発信します。また、子ども同士で行う活動の推進のため、子ども自身による情報の発信を支援します。
4	図書館・司書業務の体験	発達段階に応じた、図書館の利用体験により、図書館への興味を喚起し、利用を促進します。また、司書業務の体験により、子どもの読書活動の推進役の育成を図ります。

	乳幼児期	就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	中学校卒業～
	前読書期	読書入門期	初歩読書期	多読期	成熟読書期	
取組の目的	絵本を通したふれあい 絵本への興味の喚起	本との出会いを支援 読書意欲の喚起	本選びのサポート 資料情報の提供 情報活用の支援 情報発信の支援			
1	- ブックスタート事業 - 区民まつり等での読み聞かせ・人形劇等 - えほんのひろば - 保育教材としての絵本の活用 - 訪問おはなし会(各施設) - 保育所(園)等における人形劇・紙芝居等 - 子ども向け行事(図書館)		「家での7つのやくそく」による読書習慣の促進 「堺市読書ノート」による動機付け - 本の帯コンクール - 全校一斉の読書活動 - 学校訪問(図書館)			
2	- 家庭における読み聞かせ 「子育てひろば」等における読み聞かせ - 赤ちゃん向け読み聞かせ会(図書館) - こども園・保育所(園)・幼稚園・児童発達支援センターにおける読み聞かせ - 読み聞かせ会(図書館)・おはなし会(図書館)		- 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進 - 読書感想文・読書感想画コンクール		中学校連合読書会	
3	- ブックフェア(図書館) 「いっしょにたのしもう～0歳からの絵本」 「いっしょに楽しんでみませんか～3歳からの絵本～」 「わくわくスタート場っ子」掲載の絵本リスト 「よめたらいいな、いちねんせい」 「ほら、この本おもしろかったよ」		- 子どもパスファインダー - 図書委員との交流 - 本のPOP作り - 中学生にすすめる15冊(1年生に配布) 「ページをめくれば」 「おもしろBOOKS探偵帖」			
4	家族での図書館利用	集団での図書館利用	図書館見学		- 職場体験学習・インターンシップ - 子どもの読書活動の推進役の養成	
取組指標	達成目標				2017年度実績	目標値(2023年度)
	それぞれの子どもの適したブックスタート事業での絵本の配付率				94.9%	100%
	日常的に読書推進の働きかけを行っている施設の割合				100%	100%
	発達段階に応じた読書情報の発信回数				351回	450回
	発達段階に応じた読書関連イベントの開催回数				994回	1050回

発達段階別取組 — 保護者への働きかけ

子育て支援の取組と連携し、子どもの読書に関する啓発を行います。

1	資料・情報の提供	子どもの発達に合わせ、全ての保護者への啓発を図ります。また、子どもの読書に関する資料・情報に合わせ、保護者自身が必要とする子育てに関する資料・情報を提供します。
2	場の提供	保護者が子どもを連れて参加できる講座や、子どもと一緒に楽しめるイベントを開催し、保護者と地域とのつながりも図りながら、啓発を行います。

	乳幼児期	就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	中学校卒業～
	前読書期	読書入門期	初歩読書期	多読期	成熟読書期	
取組の目的	絵本を通じたふれあい 絵本への興味の喚起	本との出会いを支援 読書意欲の喚起	本選びのサポート 資料情報の提供 情報活用の支援 情報発信の支援			
1	- ブックスタート事業(再掲) 「いっしょにたのしもう～0歳からの絵本」(再掲) - 子どもの読書の重要性の啓発(各施設) 「さかい子育て応援アプリ」等による情報の提供 - 絵本をテーマとした子育て講座(各施設) 「いっしょに楽しんでみませんか～3歳からの絵本～」(再掲) 1年生の保護者へのリーフレット配付 「わくわくスタート堺っ子」掲載の絵本リスト(再掲) - 読書に関する出前講座(図書館) - ホームページにおける資料・行事等の情報の提供(図書館)					
2	- 赤ちゃん向け読み聞かせ会(図書館・再掲) - 読み聞かせ会(図書館・再掲) - えほんのひろば(再掲) - 園庭開放、育児講座等における在宅家庭に向けた啓発(こども園・保育所(園)・幼稚園等) - 堺市読書ノートによる子どもとの読書体験の共有 - 子育て支援情報コーナーの充実と来館しやすい環境の整備(図書館) - 保護者向け講座と託児の実施(図書館)					
取組指標	達成目標				2017年度実績	目標値(2023年度)
	保護者へのリーフレット配付率				96.9%	100%
	保護者向け子ども読書関連イベントの開催回数				52回	60回

発達段階別取組 — 読書環境の整備

子どもが本や読書に触れる機会を増やし、興味に応じて自由に読書活動が行えるように環境を整備するとともに、子どもと読書をつなぐ人材の育成を図ります。

1	地域での取組	子どもが毎日のくらしの中で、自然に本や読書に親しめるように、地域が連携して読書環境の整備に取り組みます。
2	市立図書館での取組	子どもの興味に応える厚みと幅のある資料、それぞれの子どもの特性に応じた資料を収集し、魅力ある展示と安全で快適な利用空間の整備に努めます。また、図書館司書の知識・技術の向上に努め、地域・学校園への適切な資料の貸出等により、その取組を支援します。
3	学校園での取組	子どもの発達段階に応じ、その読書活動を支援すると共に、情報収集の手段としての読書技術の育成を図るため、資料・環境を整備します。

	乳幼児期	就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	中学校卒業～
	前読書期	読書入門期	初歩読書期	多読期	成熟読書期	
取組の目的	絵本を通じたふれあい 絵本への興味の喚起	本との出会いを支援 読書意欲の喚起	本選びのサポート 資料情報の提供 情報活用の支援 情報発信の支援			
1	・待合室への絵本の配架(保健センター) ・親子で読書(ふるさと納税を活用した親子読書推進事業) ・家庭・地域文庫活動 ・区教育・健全育成会議における提言などを踏まえた各区の取組					
2	・司書の選定による発達段階に応じた資料の収集 ・関連機関と連携した障害のある子どもの特性に応じた資料の収集・提供 ・日本語を母語としない子どもを対象とした資料の収集・提供 ・子どもの興味に応え読書への意欲を引き出す魅力ある書架づくり ・すべての子どもが安心して快適に過ごせる環境の整備 ・子育て支援情報コーナーの充実と来館しやすい環境の整備(再掲) ・子どもの発達段階や特性を考慮し、電子資料の特性を活かした電子書籍の収集と活用 ・オンラインデータベース等の整備と利用の支援 ・中高生との交流によるニーズの把握に基づく青少年向け資料の収集 ・市立小・中学校、支援学校の教員への貸出・配送 ・各施設への団体貸出の実施と市立学校園・市内高等学校への資料配送					
3	・各施設における絵本等の充実		・学校図書館の計画的な整備 ・団体貸出等も利用した学級文庫の活用促進 ・学校図書館スタッフの配置 ・学校図書館の効果的な活用事例や整備方法の全校での共有			
取組指標	達成目標				2017年度実績	目標値(2023年度)
	子どもの利用を目的とした市立図書館の団体貸出利用団体数				227団体	250団体
	市立図書館の児童資料の貸出点数				1,790,761点	1,800,000点
	学校の授業時間以外に普段読書をしている児童・生徒の割合				小6 75.6% 中3 51.6%	小6 82% 中3 56%

発達段階別取組 — 推進体制の強化

子どもの発達段階に応じて継続的に働きかけるため、担い手となる人材を確保・育成するとともに、市民・地域・関連機関の連携・協働を進め、そのネットワークにより市全体で子どもの読書活動の推進に取り組めます。

1	担い手の育成	子どもの読書環境を整え、子どもと本をつなぐ知識と経験を持つ人材を、学校園・市立図書館・地域において育成します。
2	ボランティア活動の促進	ボランティアの入門・ステップアップのための講座を開催し、個々人の知識や技術の習得を支援すると共に、ボランティア同士や関連機関とのつながりを促進し、その活動を支援します。
3	連携・協働の推進	「堺市子ども読書活動推進会議」を核として、市民・地域・行政・国や市外の関連機関・民間団体等、様々な機関との連携を図り、協働して子ども読書活動を推進する体制を作ります。

	乳幼児期	就学前	小学校低学年	小学校高学年	中学生	中学校卒業～
	前読書期	読書入門期	初歩読書期	多読期	成熟読書期	
取組の目的	絵本を通したふれあい 絵本への興味の喚起	本との出会いを支援 読書意欲の喚起	本選びのサポート 資料情報の提供 情報活用の支援 情報発信の支援			
1	・子育て支援事業にかかわる職員への啓発・研修		・教職員への研修・情報提供 ・学校図書館スタッフと図書館司書による全市立小学校への巡回訪問 ・選書支援制度による学校図書館の支援 ・学校図書館の効果的な活用事例・整備方法の全校共有（再掲） ・学校図書館スタッフの研修・支援			
	・図書館司書の研修機会の充実					
2	・各ボランティア養成講座・ステップアップ講座等の開催（図書館） ・PTA読み聞かせサークル等への支援					
	・ボランティアへの資料・情報の提供、出前講座等による研修 ・「子どもゆめ基金」助成事業をはじめ、ボランティア団体などが主催する事業への支援					
3			・「子ども読書の日」関連事業の実施			
	・「堺市子ども読書活動推進会議」による事業の進捗管理 ・市民を主体とするネットワークの構築 ・「堺っ子読書フォーラム」の開催 ・「子ども読書活動推進」ページによるインターネットでの情報の発信					
評価項目	評価のポイント					
	堺市子ども読書活動推進会議における指標に基づく進捗管理				開催回数、進捗管理の状況	
	子ども読書活動推進事業の進捗状況の公開				公開の有無、方法、内容	
	取組と達成目標の定期的な見直し				見直しの状況	

参考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制

の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

堺市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 堺市子ども読書活動推進計画（平成16年策定。以下「推進計画」という。）に基づき、本市における子どもの読書活動を総合的に推進するため、堺市子ども読書活動推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、検討及び関係機関との連絡調整を行うものとする。

- (1) 推進計画に基づく子どもの読書活動推進のための施策及び計画に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進計画の実施について必要な事項

(組織)

第3条 会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、中央図書館長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、学校総務課参事（区教健・企画・幼児教育推進担当）の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、中央図書館総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育政策課長

学校指導課長

教育環境整備推進室長

図書館長（中央図書館長を除き、中央図書館総務課長を含む。）（教育長が指名する者に限る。）

校長（教育長が指名する者に限る。）

生涯学習課長

子ども企画課長

子ども育成課長

子ども家庭課長

幼保運営課長

美原区役所企画総務課長

堺市子ども読書活動推進計画懇話会開催要綱

平成30年6月1日制定

1 目 的

堺市子ども読書活動推進計画（平成16年策定）を改定するに当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市子ども読書活動推進計画懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 堺市子ども読書活動推進計画（改定版）の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども読書活動推進計画の現状、課題及び方向性に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、教育長が依頼する10人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市PTA協議会から選出された者
- (3) 本市の区域内に存する青少年育成団体から選出された者
- (4) 読書活動関係団体から選出された者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日までの間とする。

7 庶 務

懇話会の庶務は、中央図書館総務課において行う。

堺市子ども読書活動推進計画懇話会 委員名簿（50 音順・敬称略）

太田 佳世	堺市 P T A 協議会
片岡 則夫	清教学園中・高等学校 探究科教諭 学校図書館リブラリア館長
川本 恵子	堺市子ども文庫連絡会
岸村 伸一	小学校図書館ボランティア 元堺市立小学校教員
杉本 和美	おはなしふくろう こども文化ボランティアサークル ア・ラマ
土居 安子	大阪国際児童文学振興財団統括専門員
仲村 敬	堺市こども会育成協議会
◎脇谷 邦子	同志社大学嘱託講師 堺市立図書館協議会委員

◎は座長

※資料1 乳幼児期における家庭での読書環境に関するアンケート

「乳幼児期における家庭での読書環境に関するアンケート」集計結果

中央図書館総務課

1. 目的

- ・乳幼児の家庭での読書環境の現状把握
- ・「絵本から広がる家庭での親子ふれあい事業」（各区で実施しているブックスタート事業と連携した“読み聞かせ”の実施や啓発冊子の配布等）における児童サービスの向上
- ・今後の子ども読書活動を計画的に推進するための取り組みに反映

2. 調査実施期間

- ・平成26年2月4日（火）～平成26年3月28日（金）

3. 調査対象者

- ・各保健センターで行われている1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の保護者

4. 主な調査内容

- ・1歳から3歳期における家庭での読書習慣の実態（別紙調査用紙参照）

5. 調査票回収枚数の内訳

保健 センター	堺		ちぬが丘		中		東		西		南		北		美原		合計	
	回収数	受診数	回収数	受診数	回収数	受診数	回収数	受診数	回収数	受診数	回収数	受診数	回収数	受診数	回収数	受診数	回収数	受診数
1歳 6か月児	123	124	50	51	177	198	40	59	139	214	151	184	230	274	50	57	960	1161
3歳児	113	121	51	54	145	192	65	93	141	229	175	200	195	279	42	75	927	1243

回収率 78%

6. 調査結果

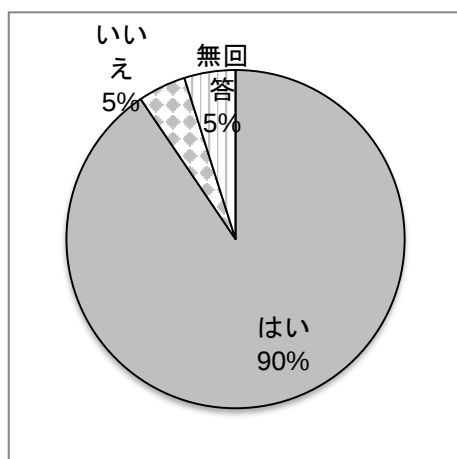
〈絵本の利用と絵本リストの活用について〉

○配布した絵本の利用については、1歳6か月児では90%、3歳児では87%で読み聞かせに利用されており、いずれも高い結果となりました。

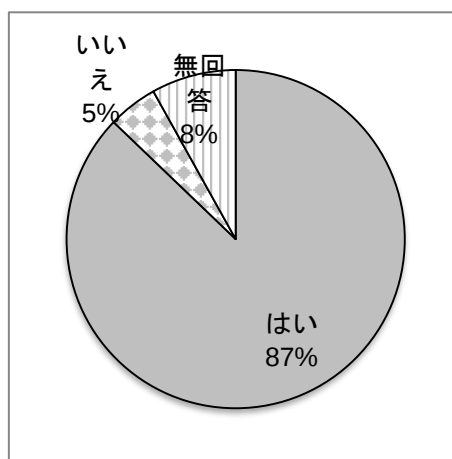
○配布した絵本のリストの活用については、1歳6か月児では53%、3歳児では48%にとどまりました。今後、内容等について検証する必要があります。

Q1. プレゼントの絵本は読み聞かせに使いましたか

1歳6か月

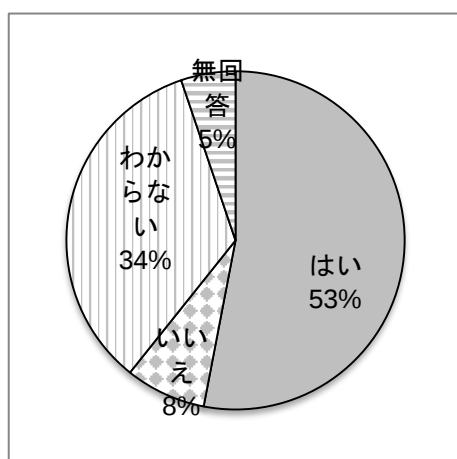


3歳

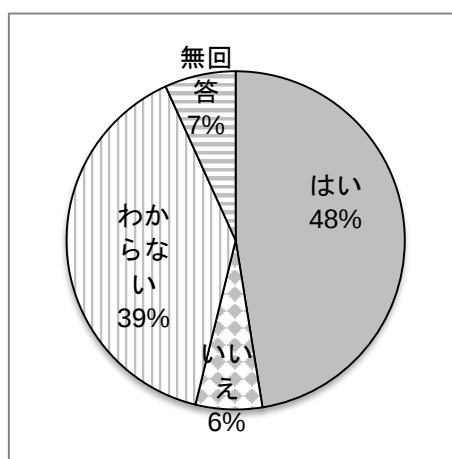


Q2. 健診時に配布された絵本のリストは役にたちましたか

1歳6か月



3歳

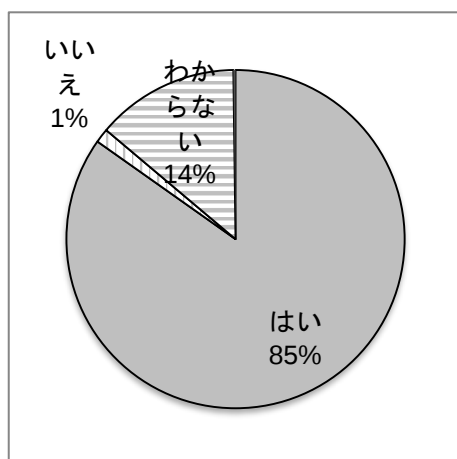


〈絵本の必要性について〉

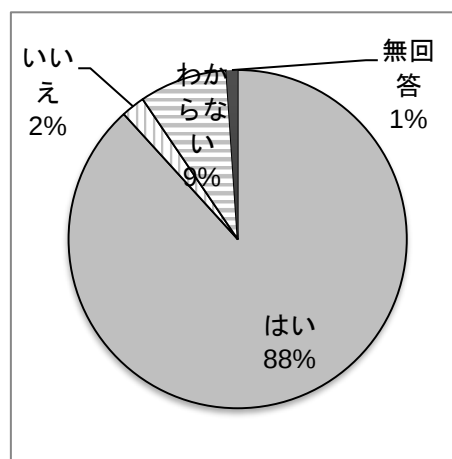
- 絵本の配布によって1歳6か月児では85%、3歳児では88%が本が好きになったと回答しています。
- 本に親しむ必要性についても、1歳6か月児、3歳児ともに98%の保護者が必要と回答されました。

Q3. お子さんは本が好きになりましたか

1歳6ヵ月

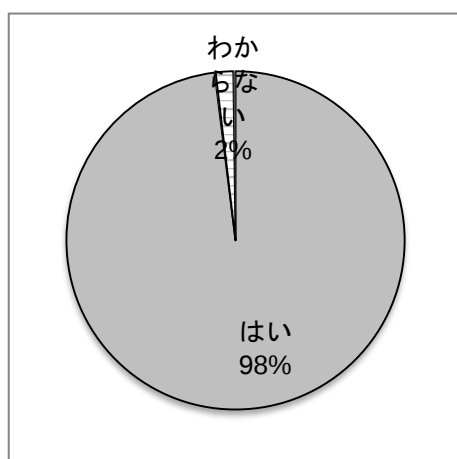


3歳

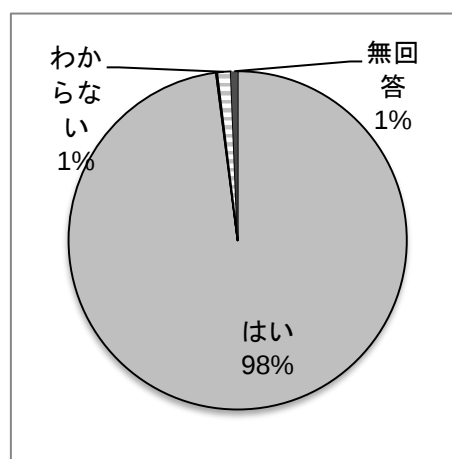


Q4. お子さんの成長に本と親しむことは必要と思いますか

1歳6ヵ月



3歳

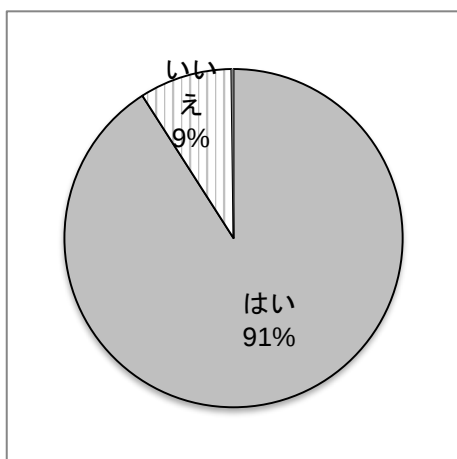


〈家庭における読書環境について〉

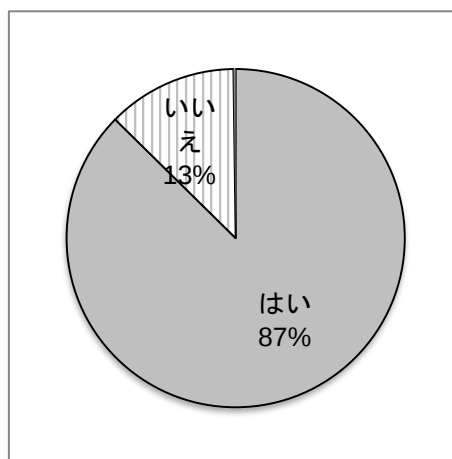
- 絵本を読んでいるご家庭は、1歳6か月児では91%、3歳児では87%となり、いずれも高い結果となりました。
- 絵本を読んでいる時間は、1歳6か月児、3歳児ともに10分以内が半数を超え、次いで30分以内の回答となりました。
- 読み聞かせの効果として、1歳6か月児、3歳児ともに「本への興味につながった」「親子のふれあいの時間が増えた」が多く回答されました。

Q5-1. お子さんに絵本を読んであげていますか

1歳6ヵ月

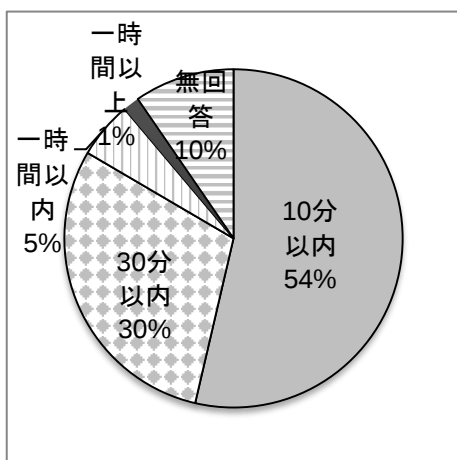


3歳

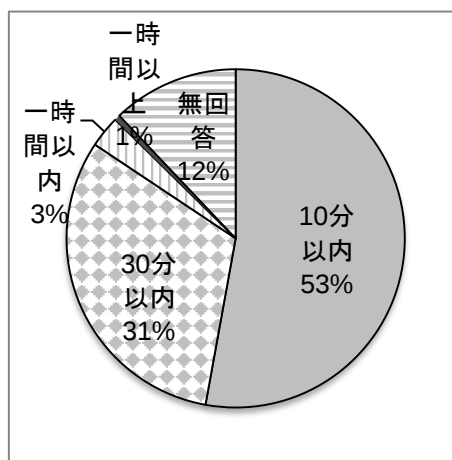


Q5-2. 一日の時間は？

1歳6ヵ月

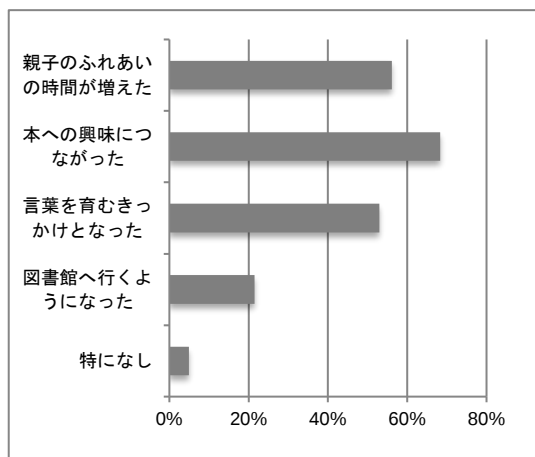


3歳

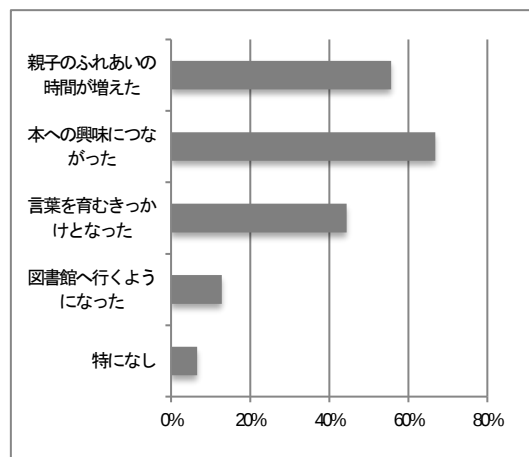


Q6. 絵本の読み聞かせの効果として実感できることはありますか（複数回答可）

1 歳 6 カ月



3 歳



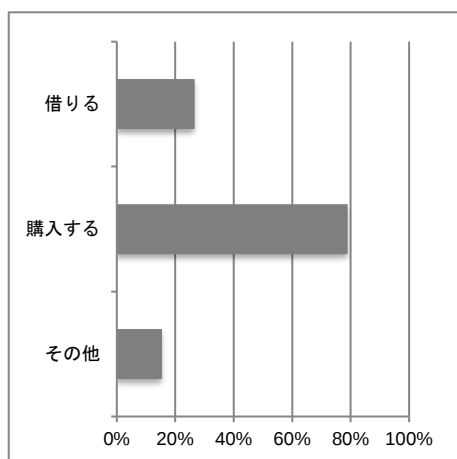
〈絵本の入手方法について〉

○絵本の入手方法については、1歳6か月児、3歳児ともに「購入する」が多く回答されました。

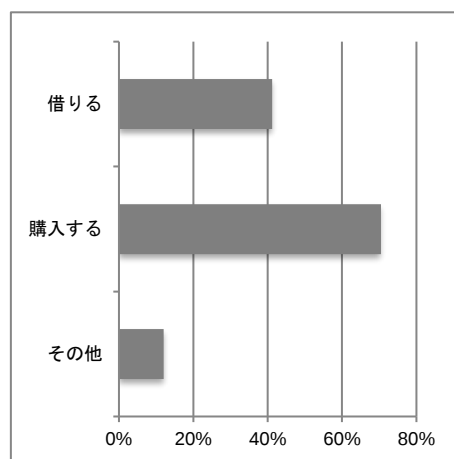
○入手方法のうち「借りる」の内訳については、1歳6か月児、3歳児ともに「図書館」が多く回答されました。

Q7-1. お子さんの絵本は主にどのように入手していますか

1歳6ヵ月

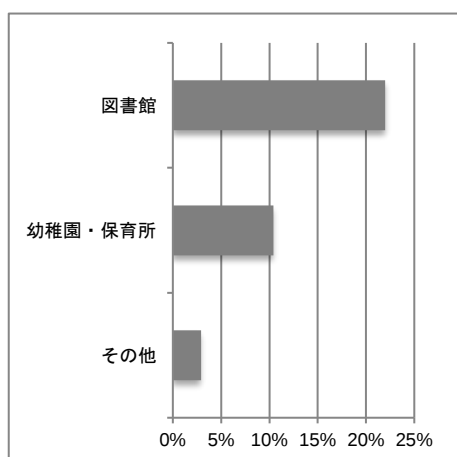


3歳

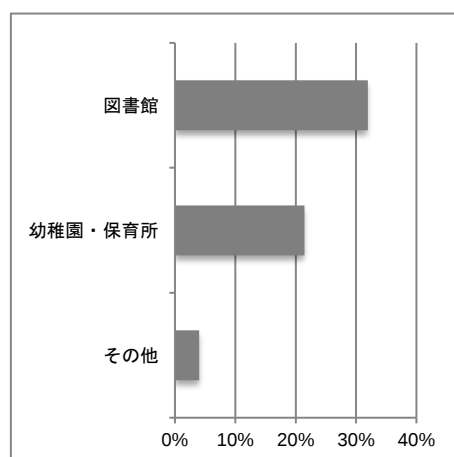


Q7-2. どこで借りていますか？

1歳6ヵ月



3歳



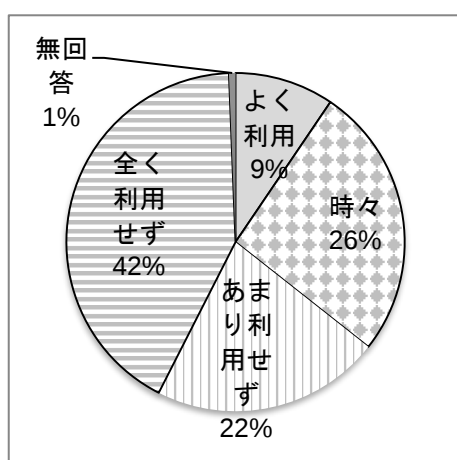
〈市立図書館の利用等について〉

○市立図書館の利用については、「よく利用」「時々利用」をあわせて1歳6か月児では35%、3歳児では43%となりました。

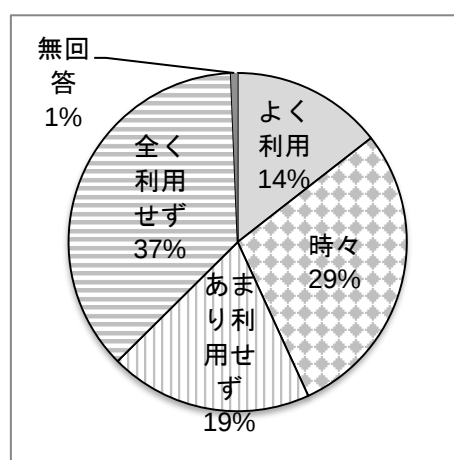
○本が好きな方は、1歳6か月児の保護者では69%、3歳児の保護者では64%となりました。

Q8. 市立図書館を利用されていますか

1歳6カ月

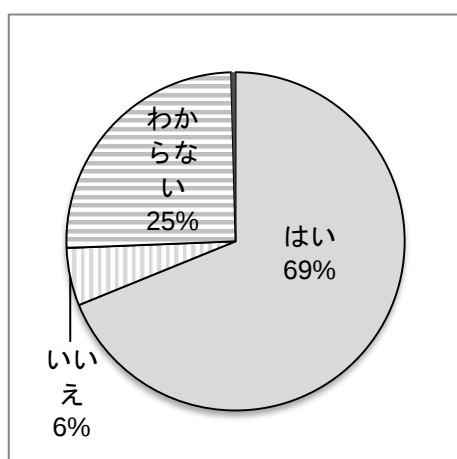


3歳

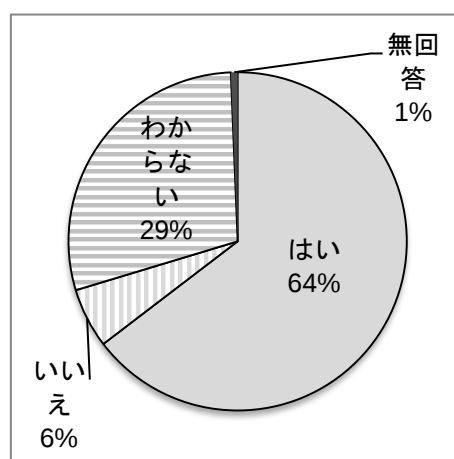


Q9. あなたは本が好きですか

1歳6カ月



3歳



★乳幼児期における家庭での読書環境に関するアンケート★

家庭での読書環境の実態を把握し、子ども読書の取り組みに反映させることを目的として調査を行っています。お忙しいところ
お手数をおかけしますが、ぜひ皆様のご意見をお聞かせください。
★ご回答いただいた情報は上記の目的以外には使用しません。

【4カ月健診またはBCG接種時の絵本のプレゼントについてお聞かせください】

該当に○をつけ
てください

Q. 1 プレゼントの絵本は読み聞かせに使いましたか

①	②
はい	いいえ

Q. 2 健診時に配布された絵本のリストは役に立ちましたか

①	②	③
はい	いいえ	わからない

【お子さんについてお聞かせください】

Q. 3 お子さんは本が好きになりましたか

①	②	③
はい	いいえ	わからない

Q. 4 お子さんの成長に本と親しむことは必要と思いますか

①	②	③
はい	いいえ	わからない

【家庭での読み聞かせについてお聞かせください】

Q. 5 お子さんに絵本を読んであげていますか

①	②
はい	いいえ

一日の時間は？	①	②	③	④
	10分以内	30分以内	1時間以内	1時間以上

Q. 6 絵本の読み聞かせの効果として実感できることはありますか（複数回答可）

- ① 親子のふれあいの時間がふえた ・ ② 本への興味につながった
③ ことばを育むきっかけとなった ④ 図書館へ行くようになった ⑤ 特になし

①	②	③	④	⑤

Q. 7 お子さんの絵本は主にどのように入手していますか

借りる	購入する	その他

どこで借りていますか	①	②	③
	図書館	幼稚園 保育所等	その他

【よろしければ、あなた自身についてお聞かせください】

Q. 8 市立図書館を利用されていますか

①	②	③	④
よく利用	時々	あまり 利用せず	全く 利用せず

Q. 9 あなたは本が好きですか

①	②	③
はい	いいえ	どちらでもない

☆ご協力ありがとうございました☆

*** 1 自由と自治の精神を礎に、誰もが健康で活躍する笑顔あふれるまち・・・p. 1**

2015 年 9 月の国連サミットで採択された SDGs (Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標) の達成に向け策定した、「堺市 SDGs 未来都市計画」(平成 30 年 8 月)における 2030 年の本市のあるべき姿。

*** 2 文字・活字文化振興法・・・p. 1**

文字・活字文化の振興に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地域における文字・活字文化の振興や、学校教育における言語力の涵養などを定めた法律。我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的としている。

*** 3 第 2 期未来をつくる堺教育プラン (平成 28 年度～平成 32 年度)・・・p. 1**

堺市教育大綱の内容をふまえ、未来をつくる堺教育プラン (平成 22 年度策定)を継承、発展させて策定。平成 28 年度から平成 32 年度までの市の教育の基本的な方向性を定めたもの。

*** 4 ブックスタート事業・・・p. 2**

ブックスタートとは、地域の保健センターで行われる 0 歳児健診等の際に、赤ちゃんと保護者に絵本の大切さを伝え、絵本を手渡す運動。本市では、各区において区役所と保健センターが連携し、BCG 接種・4 か月児健康診査時に、図書館による啓発冊子・ブックリストの配布、絵本の読み聞かせ等の啓発と合わせて行っている。

*** 5 絵本から広がる家庭での親子ふれあい事業・・・p. 2**

家庭における乳幼児期からの読書習慣の形成のため、各区のブックスタート事業の機会をとらえて、ブックリストの配布、読み聞かせ等を実施している。その後、保護者に対して、発達段階に応じた推薦図書等の情報を発信している。

*** 6 区役所子育てひろば、みんなの子育てひろば・・・p. 3**

未就学児とその保護者が気軽に集い、交流し、相談などができる子育てひろば。区役所で開設している「区役所子育てひろば」と、子育て支援活動の実績がある団体が空き店舗や地域の会館などで開設している「みんなの子育てひろば」がある。

*** 7 家での 7 つのやくそく・・・p. 4**

本市において、児童・生徒の生活・学習習慣の改善に向けて、継続して家庭へ啓発を行っているもの。7 項目の 1 つに「本を読む時間をつくろう」を含む。

*** 8 堺市読書ノート・・・p. 4**

平成 24 年度より読書の新たなきっかけづくりの一つとして作成。50 冊読むごとに、家庭・学校・図書館からのメッセージを書き込むページがあり、図書館ではメッセージと共にブックリストを配付している。また「堺 100 冊チャレンジ」として、100 冊読むごとに達成者のHPへの掲載等も行っている。

*** 9 ICT・・・p. 5**

情報通信技術。Information and Communications Technology の略。

***10 パスファインダー (pathfinder)・・・p. 5**

特定のテーマに関する情報を探すための手がかりとなる図書館資料やウェブサイト等を簡潔にまとめた初心者向けガイド。

***11 オンラインデータベース・・・p. 5**

企業情報、人物情報、法律情報や過去の新聞・雑誌記事などをパソコンでキーワードや日付などで検索できるサービス。

***12 さかい子育て応援アプリ・・・p. 5**

利用者の登録した情報（生年月日等）に応じた子育て支援情報（乳幼児健診や予防接種の時期到来のお知らせ等）を、一人ひとりの状況に応じてタイムリーに分かりやすく提供するスマートフォンアプリ。

***13 さかい子育て応援団フェイスブックページ・・・p. 5**

堺市の子育て情報を届ける、堺市子ども青少年局の公式アカウント。

***14 えほんのひろば・・・p. 6**

子どもに一方的に絵本を与えるのではなく、おとなも子どもも自分で好きな絵本が選べるのが一番大切という思いから、表紙を見せて絵本を展示し子どもが自由に読みたい絵本に出会うことをめざした絵本の普及活動。

***15 おはなし (ストーリーテリング)・・・p. 6**

昔話や物語を覚えて、子どもたちに語ること。「おはなし」を聞くことは文字を知らない幼児にとっては読書そのものといえる。また、「おはなし」の後で本を紹介することにより、読書への導入を図る。

***16 家庭・地域文庫・・・p. 7**

民間の個人やグループが自由に設置し、児童図書を集め、地域の子どもたちに貸出、読み聞かせ、おはなし会などを行っている小規模図書館。個人が自宅を開放し、自己所有の児童図書を貸し出す形態のものを家庭文庫、地域の自治会や町内会、PTA、有志グループなどが組織的に設置し運営するものを地域文庫という。

***17 学校図書館教育推進事業・・・p. 8**

平成 22 年度から、子どもたちが読書習慣を身につけ本に親しむことをとおして豊かな心と自ら学ぶ能力や態度を育成することを目的として、人材の配置、研修、巡回訪問などを実施している。

***18 学校図書館サポーター・・・p. 8**

司書教諭等を支援して学校図書館の環境整備、図書の閲覧や貸出の事務などを行う地域人材。

***19 学校図書館図書標準・・・p. 8**

文部科学省が平成 5 年 3 月に定めた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。学校の種別と学級数毎に整備すべき蔵書冊数が示されている。

***20 子どもゆめ基金・・・p. 11**

国と民間が協力して子どもの体験・読書活動などを応援し、子どもの健全育成の手助けをすることを目的に、独立行政法人国立青少年教育振興機構が設けた基金。民法法人、NPO 法人など青少年教育に関する事業を行う民間の団体を対象として助成している。

***21 子ども司書・・・p. 13**

子どもたちが、司書についてのノウハウを学ぶ取組。習得後、友達や家族に読書の素晴らしさや大切さを伝える読書活動の推進役となることを目的としている。

***22 情報リテラシー・・・p. 14**

情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための基礎的な能力。

***23 ブックトーク・・・p. 17**

読書意欲を喚起することを目的に、特定のテーマに関連した数冊の本を、あらすじや特徴を説明しながら、流れに沿って紹介すること。

***24 区教育・健全育成会議・・・p. 17**

区役所と教育委員会事務局が連携し、学校教育を取り巻く環境の整備を推進し、地域全体で子どもの成長を支え、区域の教育力の向上及び健全育成の充実を図るために設置した附属機関。市長と教育委員会双方からの依頼に基づき、調査・審議を行い、提言・報告する。

堺市子ども読書活動推進計画
つながる・ひろがる 堺っ子読書活動

平成31年2月

堺市教育委員会

堺市配架資料番号 1-K3-18-0302